

環境省 平成 24 年度 CO2 削減ポテンシャル診断・対策提案事業委託業務

自治体 CO2 削減ポテンシャル診断支援事業

参加自治体 募集要領

平成 24 年 5 月 31 日

環境省

環境省 平成 24 年度 CO2 削減ポテンシャル診断・対策提案事業委託業務
自治体 CO2 削減ポテンシャル診断支援事業
参加自治体 募集要領

目 次

1. 支援事業の目的・内容	1
2. 募集対象自治体及び参加事業所について	4
3. 申請方法	4
4. 選定方法	5
5. 選定後の手続き	5
6. その他	6
7. お問い合わせ先	6

添付書類

- 添付資料 1 予定している支援プログラムの詳細（全体研修の講義プログラム・個別相談会の内容・個別診断報告書の内容）

応募様式

- 様式 1～4 自治体 CO2 削減ポテンシャル診断支援事業 応募様式

1. 支援事業の目的・内容

(1) 支援事業の目的

環境省では平成 22 年度から温室効果ガス削減ポテンシャル診断事業を実施し、事業者へ費用対効果の高い CO2 削減対策を提案することで、事業者における費用効率的な対策の実施を支援しています。

本事業は自治体と連携し、自治体を通じて診断事業を実施することにより、地域の事業所における CO2 削減・節電対策の実施を促進することを目的としています。

なお、本事業は、環境省「平成 24 年度 CO2 削減ポテンシャル診断・対策提案事業」の一環として実施するものです。

(2) 支援事業の内容

本事業では下記の支援プログラムについて、申請内容に応じて専門機関（診断機関）から専門家を派遣し、講義、個別相談会および個別診断の実施を支援します。

プログラム種類	内 容	
①	全体研修 (講義)	参加事業所に対し、自治体による温暖化対策施策等に関する講義及び診断機関による CO2 削減・節電のポイントや参考事例に関する講義等を実施する。(2 時間程度、1 回)
	全体研修 (個別相談会)	全体研修（講義）の終了後、希望する参加事業所に対し、当該事業所が保有する既存資料（エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、過去の診断結果等）を踏まえ、簡易的な診断を診断機関が実施する。(例：5 ブース×4 コマ＝20 事業所)
②	個別診断（事業所への派遣診断）	参加希望事業所に CO2 削減ポテンシャル診断を行う専門機関（診断機関）を派遣し、設備の導入状況、運用状況、エネルギー消費状況等を踏まえ、当該事業所において適用可能な具体的な CO2 削減対策（設備更新・導入、運用改善等の対策方法別の削減可能量及び対策コスト等）を明らかにする。(現地訪問は 1 日)。最大 50 事業所を予定。

注. 上記プログラム内容の詳細については、添付資料 1 を参照。

(3) 診断機関の選定

診断機関は、「CO2 削減・節電ポテンシャル診断事務局」（三菱総合研究所。以下「事務局」）が、別途公募により選定した診断機関の業種適性や担当可能な事業所数等を勘案し、決定いたします。

(4) 自治体の役割について

本事業では環境省が専門機関（診断機関）から専門家を派遣し、講義、個別相談会および個別診断からなる支援プログラムを通して自治体を支援しますが、支援プログラムの実施は自治体が主体となり行っていただくことを想定しています。下記については自治体にて行っていただくことを予定している作業です。

なお、診断機関による講義、相談会対応、個別診断にかかる費用について、自治体および参加事業所の負担はありません。（全体研修に係る会場費や講義資料の印刷費等を含みます。）

<自治体の役割等(予定)>

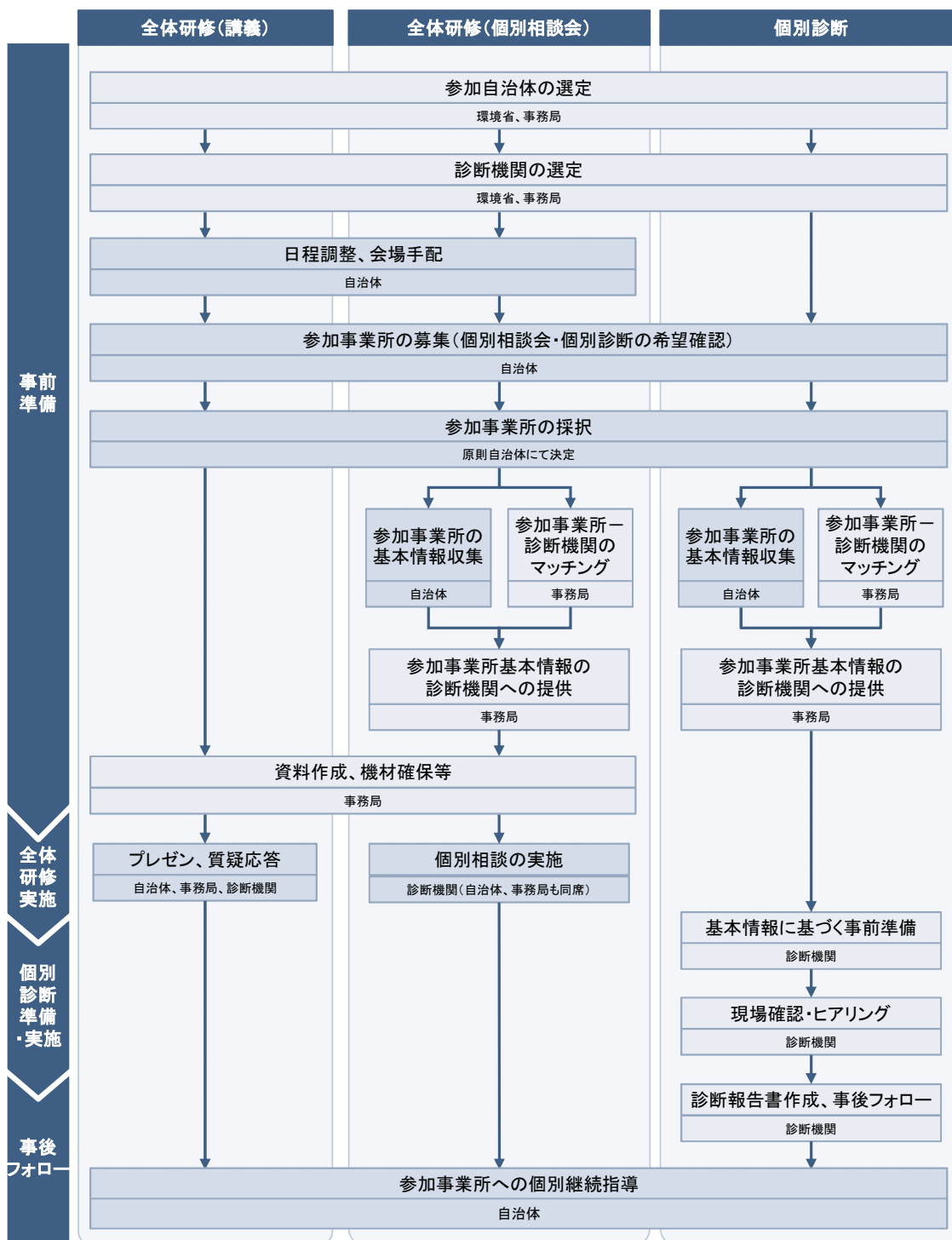
- ・ 全体研修会場手配
- ・ 全体研修および個別診断の参加事業所募集（周知・受付）
- ・ 参加事業所の選定
- ・ 参加事業所の基本情報収集・事務局への連絡
全体研修における講演（自治体における温暖化対策の実態と課題等について 15分程度の講演を予定しています）・質疑への対応
- ・ 参加事業所への継続的な個別指導

※個別診断の参加事業所の採択については、原則として自治体を選定を行い、事務局による診断機関の選定等を経て最終決定する予定です。

(5) 支援事業の流れの例

診断事業の流れは、例えば以下に示すとおりです。

(全体研修において講義・個別相談会を実施し、その後個別診断を実施する場合)



2. 募集対象自治体及び参加事業所について

- ・ 応募可能な自治体は都道府県、政令指定都市、中核市とします。
選定する自治体数は応募内容に応じて、予算の範囲内で5件程度を予定しています。
- ・ 参加事業所は年間CO₂排出量が6,000t未満の事業所（工場、事業場）とします¹。（ただし、自動車等からの排出、民生部門のうち住宅、集合住宅等の排出は含みません）
※過去にCO₂削減・節電ポテンシャル診断に参加した事業所については原則対象外となります。

3. 申請方法

(1) 申請受付期間

応募受付期間	(参考) 支援時期 (予定)
平成24年5月31日(木) ～6月22日(金)【1次締切】 ～7月20日(金)【2次締切】	平成24年7月中旬～

※応募書類をもとに選定し、その結果をお知らせいたします。支援プログラムの内容、プログラム実施時期等の詳細は、環境省・自治体・事務局にて調整のうえ決定いたします。

(2) 提出書類

応募様式に必要事項をご記入の上、添付資料とともにご提出ください。

提出部数：1部

※提出された申請書類については、審査以外の目的には使用いたしません。

※必要に応じて、記載内容に関する確認、資料の追加のお願い等のために、環境省または事務局より様式1に記入された「ご連絡先」にご連絡する場合があります。

※提出された書類等は、返却いたしませんので予めご了承下さい。

(3) 提出先

北海道地方環境事務所 環境対策課	TEL : 011-299-1952 FAX : 011-736-1234
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階	

¹ 主に中規模の6,000～3,000tを想定していますが、自治体内の事業所分布に応じて調整可能です。

東北地方環境事務所 環境対策課	TEL : 022-722-2873 FAX : 022-724-4311
〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎6F	
関東地方環境事務所 環境対策課	TEL : 048-600-0815 FAX : 048-600-0517
〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F	
中部地方環境事務所 環境対策課	TEL : 052-955-2134 FAX : 052-951-8889
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2	
近畿地方環境事務所 環境対策課	TEL : 06-4792-0703 FAX : 06-4790-2800
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F	
中国四国地方環境事務所 環境対策課	TEL : 086-223-1581 FAX : 086-224-2081
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F	
中国四国地方環境事務所 高松事務所環境対策課	TEL : 087-811-7240 FAX : 087-822-6203
〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F	
九州地方環境事務所 環境対策課	TEL : 096-214-0332 FAX : 096-214-0354
〒862-0913 熊本県熊本市東区尾ノ上1-6-22	

郵送または宅配便にてご提出ください。ご持参、電子メール等では受け付けません。

4. 選定方法

支援対象自治体の選定に当たっては、当該自治体における既存対策の実施状況、事業の実現可能性、診断対象となる事業所の分布（部門・業種・温室効果ガスの排出規模等）、地域バランスや電力需給状況等を考慮し、予算の範囲内で選定いたします。

なお、選定結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承下さい。

5. 選定後の手続

選定後は速やかに環境省および事務局と打合せの上、必要な事業の準備（全体研修・個別

診断参加事業所の募集等)を開始していただきます。

6. その他

(1) 情報の取扱い

- ①応募申請書に記載された情報は、環境省、事務局限りの取扱いといたします。
- ②環境省においては、全体研修や個別診断の参加事業者名及び事業所名は参加事業者の了承のない限り公表せず、また、診断結果等の個別の情報についても公表しないこととしています。各自治体においても、こうした取扱いを踏まえて、本事業の結果公表にあたり適切な措置を講じるようお願いいたします。
- ③個別診断結果は、診断機関より参加事業所および事務局へ報告された後、事務局でとりまとめうえ環境省及び当該自治体へ報告されますが、これら個別診断結果に係る情報については、本事業の推進以外の目的のために使用しないようお願いいたします。

7. お問い合わせ先

- 3 (3) の申請書類提出先にお問い合わせください。

添付資料 1

予定している支援プログラムの詳細

(1) 全体研修（講義）のプログラム（例）

全体研修は講義・個別診断会を1日で開催することを想定し、講義では、参加する事業所に対し自治体における温暖化対策に関する施策や基礎的なCO2削減・節電の知識等の理解を促すことを目的としています。具体的内容として、以下を予定しています。

内 容	時 間	備考（担当等）
①当該自治体における温暖化対策および課題点等の紹介	15分	自治体担当者が実施
②CO2削減・節電対策に関する基礎知識と事例の解説<産業部門編>	40分	診断機関が実施
③CO2削減・節電対策に関する基礎知識と事例の解説<業務部門編>	40分	診断機関が実施
④関連情報の提供	10分	事務局が実施
⑤その他（アンケートの実施など）	15分	
計	120分	

(2) 全体研修（個別相談会）について（例）

全体研修（講義）の終了後、個別相談会を実施する予定です。1件当たりの相談時間は1時間を確保し、最大20事業所程度の対応を予定しています。個別相談会では、口頭ベースでの相談に加え、簡易診断報告書をお渡しする予定です。参加にあたっては、事前に事業所の情報を提供して頂く必要があります。

簡易診断報告書の内容としては、過去のポテンシャル診断により得られたデータをもとに参加事業所の当該業種内における現状の位置づけを示すとともに（ベンチマーク情報の提示）、今後想定される対策による平均的な削減効果およびコストデータ、光熱費削減見込み額等を提示することを想定しています。

<簡易診断報告書の内容（予定）>

①エネルギー消費量、CO2排出量の相対評価

- ・参加事業所のエネルギー消費量、CO2排出量、事業所情報を把握し、過去のポテンシャル診断等で得られた当該業種の平均値等と比較

※必要データを事前にご提供頂き、分析結果を事前に準備することを想定。

②対策実施状況の相対評価

- ・参加事業所の対策実施状況を把握し、過去のポテンシャル診断等で得られた当該業種の平

均値等と比較

※必要データを事前に提供頂き、分析結果を事前に準備することを想定。

③ 対策ポテンシャルや光熱費削減見込み額の簡易試算

- ・参加事業所の今後の対策実施意向を相談会の場で確認し、過去のポテンシャル診断等で得られた当該対策の平均的削減効果をベースに対策実施時における仮想的なポテンシャルを簡易的に試算

※相談会での議論を通じて対策実施意向を確認し、その場で評価・提示する。

(3) 個別診断について

個別診断は、環境省が派遣する診断機関が、自治体により（必要により公募の上）選出した参加事業所等における設備の導入状況や実際の運用状況を事前情報収集するとともに現地ヒアリング等を行い、CO₂ 排出・電力使用の現状を診断するものです。

この結果を踏まえ、CO₂ 削減・節電のために有効と考えられる複数の設備導入・運用改善対策について、CO₂ 削減・節電の効果、初期投資費用、節電等による利益、投資回収年数等に関する情報を診断報告書（8～10 頁程度）として提案・提供し、参加事業所における費用効率的な対策の実施を支援します。

なお、診断は、当該事業所がお持ちの既存資料（エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、過去の診断結果等）の分析、現場ヒアリング・現場確認等により行いますので、関連する資料を参加希望事業所から事前に提供していただくことが必要となります。

また、個別診断件数は最大 50 事業所（全件エネルギー計測なしの診断を行う場合）を想定していますが、診断件数を抑え予算の範囲内でエネルギー計測を実施した診断²を行うことも可能です。

診断報告書の内容は下記を予定しています。

I. 全体構成

II. 様式

1. 表紙

2. 診断結果のポイント

3. 事業所概要

3.1 プロセスフロー図、エネルギーバランス、最終製品量・額

3.2 主要機器一覧、機器別エネルギー消費量

3.3 エネルギー消費状況・温室効果ガス排出状況

² エネルギー計測を実施した診断…計器（センサー）等を用いて電力量や温度・湿度、ガス流量等を計測することで、現状の機器の運用状況を把握し、得られたデータから有効と考えられる対策の提案を行う診断。（1 件あたりの診断費用の目安 計測無し：計測有り＝1：4）
実際にエネルギー計測をした診断例は以下の URL をご参照下さい。

<http://co2-portal.env.go.jp/info> （CO₂ 削減ポテンシャル診断事業 報告会 講演資料等）

4. 調査表形式 対策メニューの導入可能性
- 5 . 診断結果一覧
6. 対策個票
7. 補足情報
8. 参考資料 診断に関連する参考資料を添付。

【個別診断報告書のイメージ】

